

■ 産業機械製造業

従事する業務区分	鋳造	鍛造
	ダイカスト	機械加工
	金属プレス加工	鉄工
	工場板金	めっき
	仕上げ	機械検査
	機械保全	電子機器組立て
	電気機器組立て	プリント配線板製造
	プラスチック成形	塗装
	溶接	工業包装
従事できる関連業務	原材料・部品の調達・搬送作業	各職種の前後工程作業
	クレーン・フォークリフト等運転作業	清掃・保守管理作業
雇用形態	直接雇用	
試験区分	18試験区分	
技能試験	製造分野特定技能1号評価試験	
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト	
試験免除等となる技能実習職種	鋳造	鍛造
	ダイカスト	機械加工
	金属プレス加工	鉄工
	工場板金	めっき
	仕上げ	機械検査
	機械保全	電子機器組立て
	電気機器組立て	プリント配線板製造
	プラスチック成形	塗装
	溶接	工業包装
人数制限	なし	
管轄省庁	経済産業省	
受入機関に対して特に課す条件	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に参加し、情報の把握・分析等に協力すること	
	経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
	産業機械製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類に該当していること	
日本標準産業分類の範囲	細分類 2 4 2 2 - 機械刃物製造業	
	小分類 2 4 8 - ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
	中分類 2 5 - はん用機械器具製造業（細分類 2 5 3 4、2 5 9 1、2 5 9 2を除く）	
	中分類 2 6 - 生産用機械器具製造業（細分類 2 6 5 1、2 6 9 1、2 6 9 2を除く）	
	小分類 2 7 0 - 管理、補助的経済活動を行う事業所（2 7 業務用機械器具製造業）	
	小分類 2 7 1 - 事務用機械器具製造業	小分類 2 7 2 - サービス用・娯楽用機械器具製造業
	小分類 2 7 3 - 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
	小分類 2 7 5 - 光学機械器具・レンズ製造業	